

1	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 6 月 11 日から			
平成 28 年 6 月 10 日まで			

基監発 0611 第 1 号  
平成 27 年 6 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

働き過ぎ防止のための取組に係る地方検察庁への説明について

働き過ぎ防止のための取組については、『日本再興戦略』改訂 2014-未来への挑戦- (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) に盛り込まれる一方、昨年 6 月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど喫緊の課題となっており、昨年 9 月 30 日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策 (以下「本対策」という。) に省をあげて取り組んでいるところである。

このような状況の中、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底及び重大・悪質事案の積極的な司法処分が指示されるとともに、本年 4 月には東京労働局及び大阪労働局に「過重労働撲滅特別対策班」が設置され、本対策の一層の強化を図っているところであり、都道府県労働局 (以下「局」という。) においては、違法な長時間労働に係る重大・悪質事案について積極的な司法処分を行うこととしているところである。

このため、今般、当課より、法務省刑事局及び最高検察庁に対し、働き過ぎ防止のための取組について説明したところである。

また、地方検察庁においても、こうした取組についてあらかじめ十分理解していただくことが重要であると思われる。

については、貴職においても、管轄の地方検察庁の幹部及び担当検事に対し、別添説明用資料を活用し、遅くとも平成 27 年 7 月末までに同様の説明を行うこと。説明の際には監督課長も同行すること。ただし、既に本年度第 1 四半期において同様の説明を行っている局においては改めて行う必要はないこと。

地方検察庁への説明の実績については、別紙により、平成27年8月10日までに [REDACTED] 当課監督係担当あて報告すること。

担当：嶋田 [REDACTED]  
齊藤 [REDACTED]  
米谷 [REDACTED]

働き過ぎ防止のための取組に係る地方検察庁への説明について  
(報告)

( ) 労働局

実施日	平成 27 年 月 日 ( )
局対応者	
検察庁対応者	
検察庁からのコメント	
局独自の取組事項の説明等特記事項	

※本通知発出以前に説明を実施した局においては、その内容を記載すること。

基監発 0611 第 2 号  
平成 27 年 6 月 11 日

法務省刑事局公安課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

働き過ぎ防止のための取組に係る地方検察庁への説明について

標記について、別添のとおり、平成 27 年 6 月 11 日付け基監発 0611 第 1 号「働き過ぎ防止のための取組に係る地方検察庁への説明について」により、都道府県労働局労働基準部長あて通知したので連絡する。